

令和８年度特定復興再生拠点解除区域における
ニホンザル広域対策事業業務委託

一般競争入札

入札説明書

令和８年９月

福島県生活環境部自然保護課

この入札説明書は、令和 8 年度特定復興再生拠点解除区域におけるニホンザル広域対策事業業務委託について、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）及び福島県財務規則（昭和 3 9 年福島県規則第 1 7 号。以下「財務規則」という。）に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

（1）件名及び数量

令和 8 年度特定復興再生拠点解除区域におけるニホンザル広域対策事業
業務委託 一式

（2）調達案件の仕様等

別紙仕様書のとおり

（3）履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 5 日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- （1）施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項、第 2 項の規定に該当しない者であること。
- （2）公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置をうけていない者であること。
- （3）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- （4）ニホンザルの捕獲事業に携わった実績を有する者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- （1）入札に参加を希望する者は、3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を、令和 8 年 9 月 1 1 日（金）から令和 8 年 9 月 1 8 日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5

分までに、5（1）に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、期日までに申請を行わなかったときは、入札に参加する者に必要な資格が与えられないので注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式1）

イ ニホンザルの捕獲事業に携わった実績を証する資料（任意様式による）

（注）返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金（460円）の切手を貼った長形3号封筒を提出すること。（郵送による提出の場合は同封すること。）

（2）資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。

（3）入札参加資格審査結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により、令和8年9月25日（金）以降、入札者に対して通知する。

5 入札書の提出場所等

（1）入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県生活環境部自然保護課

電 話 024-521-7210

F A X 024-521-7927

電子メールアドレス shizen@pref.fukushima.lg.jp

（2）入札説明書及び入札関連資料の配付期間

令和8年9月11日（金）から令和8年9月18日（金）まで（土曜・日曜・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

福島県生活環境部のホームページからダウンロードして入手することができる。

（3）開札の日時

令和8年9月29日（火）午前10時30分

福島県庁西庁舎10階会議室

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書（様式3）を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封書の外側に次の事項を記載すること。
 - ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）
 - イ 【9月29日開札 令和8年度特定復興再生拠点解除区域におけるニホンザル広域対策事業業務委託の入札書等在中】
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知）の写し
 - イ 委任状（様式4） 代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する金額を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
- (4) 郵便により入札する場合は、封筒に「入札書在中」と朱書きし、書留郵便により行うものとし、令和8年9月28日（月）午後5時15分までに5の（1）に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、5（3）に掲げる日時までに入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書を5（3）に掲げる日時までに5（1）に掲げる場所まで提出すること。
- (4) 財務規則第249条第1項各号（別記）いずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、4（１）に掲げる期日まで
に、入札保証金納付免除申請書（様式５）により５（１）に掲げる場所まで申
請するものとする。

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、５（３）に掲
げる日時までに５（１）に掲げる場所まで申請するものとする。

8 開札方法

- （１）開札は５（３）で指定する日時及び場所で行う。
- （２）開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又は
その代理人が立ち会わない場合は、本入札執行事務に関係のない職員を立ち
合わせて行うものとする。
- （３）開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所にお
いて再度入札に付することができるものとする。なお、再度入札は２回に限る
ものとする。
 - ア 初回入札が無効（ただし、１２の（６）・（７）・（８）に該当する場合
を除く。）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
 - イ 代表者又はその委任を受けた者が欠席の場合には、再度入札は棄権とみな
す。

9 入札者に要求される事項

４（１）に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）
により入札参加資格があると認めた者とする。また、入札者は、開札の前日まで
の間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、そ
れに応じなければならない。

10 入札心得

- （１）入札者は、入札説明書、仕様書、入札公告等を熟知のうえ入札しなければ
ならない。

この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕
様書等に関する質問書（様式６）により、説明を求めることができる。

質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式７）に
より回答するほか、福島県生活環境部ホームページに掲載する。

受付期間 令和８年９月１１日（金）から令和８年９月１６日（水）まで
受付方法 郵送、電子メール又は持参
受付場所 ５（１）に掲げる場所

回答予定日 令和8年9月17日（木）

（２）入札者及び代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

（３）入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

１１ 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

１２ 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（１）この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

（２）この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

（３）所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

（４）委任状を持参しない代理人のした入札

（５）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札

（６）記名、押印を欠く入札

（７）金額を訂正した入札

（８）誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（９）同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

（１０）明らかに連合によると認められる入札

（１１）その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した

入札

1 3 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

1 4 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 財務規則第229条第1項各号（別記）いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。

1 5 契約書の作成

- (1) 落札者は、次の各号に掲げる場合においては、落札決定の日から起算して10日以内に、当該各号に掲げる措置を行わなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
 - ア 契約書を作成する場合、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えてこれを契約権者に提出すること。
 - イ 契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）により契約を行う場合、契約権者が指示する電子契約書に契約権者が定めるところにより電子署名を行い、関係書類を契約権者に提出すること。
- (2) 落札者が、前項に規定する期間内に前項各号に定める措置を行わないときは、落札は、その効力を失う。
- (3) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、両者が電子署名を行ったときに確定する。
- (4) 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行う

ことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

1 6 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

1 7 その他

- （１）一般競争入札参加資格確認通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- （２）天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- （３）入札から落札者の決定までに入札者が３に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- （４）本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ 第三者への配付を目的とした本説明書の複写

ウ 第三者への本説明書複写物の配布

1 8 当該調達契約に関する事務を担当する課

- 5 （１）に同じ。

(別記)

福島県財務規則（福島県財務規則第 17 号）抜粋

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)から(18)まで（略）

2 （略）

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。